

本事件 令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外11名

被告 国外2名

準備書面2

2020年11月19日

松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道



同

草薙 順一



同

西嶋 吉光



同

加納 雄二



同

湯川 二郎



同

八木 正雄



同

山中 真人



同

水野 泰孝





第1 求釈明

原告は、被告国の準備書面に対する反論や主張の補充・立証のため、以下の点について釈明を求める。

1 鹿野川ダム及び野村ダム（以下、「両ダム」という。）の事務所は、大規模洪水が予想される場合に、中小規模洪水の場合と同様に、操作規則をそのまま運用すればよいと考えていたのか。それとも、被害の軽減を図るために、何か方法を考えていたのか。何か方法を考えていたとすればそれを明らかにしてほしい。

2 「対応できない。」の意味について

原告が「平成8年変更の操作規則では大規模洪水に対応できない。」と主張しているのに対して、被告国は、第1準備書面で「大規模洪水に対応できない操作規則ではない」と述べている（19頁）。原告は、「大規模洪水の場合に最大流入量をカットできないで、最大流入量をそのまま放流するが多い」という意味で「対応できない」と述べている。被告国は、「対応できない。」の意味をどのように理解をされて、「対応できない操作規則ではない。」と述べたのか。

3 外のダムに同様な操作規則があるのか

平成8年変更の両ダムの操作規則は、国土交通省が平成13年に示した操作規則の記載例（甲A17）と2つの点で異なっている。1つ目は、記載例で定められている一定率一定量調節方式を採用せず、一定量しか放流しないで、ある段階から一定開度方式になっている。2つ目は、記載例では、気象状況に応じた操作が必要な場合に、洪水調節規定の例外として（但書規定）、気象状況に応じた操作ができることになっている。しかし、両ダムの操作規則では、水位に制限されて、治水容量の80%を貯水したのちでなければ気象状況に応じた操作ができない。

このように平成13年に国土交通省が示した参考例と2つの点で異なる放流

-
y



-
y

方法を合わせて規定されている操作規則は、両ダムの外にあるのか。日本国内にある治水容量が300万トン以上のダムにおいて、存在するのか。存在するとすれば、そのダムの名称をお答えいただきたい。

4 操作規則変更の時間的制約と技術的制約

被告国の第2準備書面では、操作規則変更について時間的制約と技術的制約があると記載されている。操作規則の変更に関する時間的制約とは、変更にかかるということなのか。また、技術的制約とはどのようなことを言うのか。

5 両ダムの事務所長の認識について

国準備書面1によると、異常洪水時防災操作の危険性に関して、「下流住民の危険につながるわけではない。」と主張されており(10頁)、また、ダム事務所が「下流域の河道外に居住する住民に対して直接周知する義務を負うものではない。」と主張されている(22頁)。

本件水害の場合、そのような認識の下で、両ダムの事務所長は西予市及び流域住民に対して情報提供・伝達をしていたと考えていいのか。

6 乙A18号証4頁のデメリットの「洪水調節のイメージ」図における放流量の増加について

別紙1に記載があるように、流入量から放流量を引いたものがダムに貯水されていると思える。とすると、この「洪水調節のイメージ」図には誤りがあり、別紙2のようになるのではないかと。

7 ダムの基本計画の変更

ダムの基本計画の内容を変更する場合、定められたダムの基本計画の変更手続きを取らないで、操作規則の変更という方法で行うことは許されるのか。

8 異常洪水時防災操作の開始時間の繰り上げについて

過去20年間において、①関係機関に異常洪水時防災操作の開始時間の繰り上げを通知しないで異常洪水時防災操作を開始した例があるのか。②関係機関



に連絡していた異常洪水時防災操作の開始時間を，操作開始の30分前になって，開始時間の繰り上げを決定して，異常洪水時防災操作を行った例があるのか。

第2 資料の提出

被告国は，第1準備書面で「現在の気象予測の精度では，当該予測時以降の雨量を客観的かつ正確に予測することは不可能であり，実際の雨量との間に大きなかい離がある」（21頁）と主張している。また，第2準備書面で両ダムの流入量予測結果を提出されている（37頁）。この根拠になっているのは，別紙3の写真の「肱川洪水予測システム」だと思える。この「肱川洪水予測システム」のデータを明らかにしてほしい。

2018年7月7日午前2時から7時までの10分毎に，別紙3の写真とおりのデータの開示を求める。

第3 釈明に対する回答について

第1で述べた釈明については，3と7，8を除いて，すでに被告国において検討されており，即答できる内容であるから，次回（今月25日）の口頭弁論で回答いただきたい。

以上



野村ダムによる洪水調節

■平成7年7月洪水を機にダム操作規則を変更しました。

後に激甚災害の指定を受けた、平成7年7月の梅雨前線による洪水で、大洲市東大洲地区を中心に大きな被害が発生しました。

これを機に、現況の堤防の整備状況を考えあわせ、上流の二つのダムの洪水調節能力を有効に活用して、当面の流域の洪水被害の軽減を図ることを目的に、平成8年6月に野村ダムと鹿野川ダムのダム操作規則を変更しました。

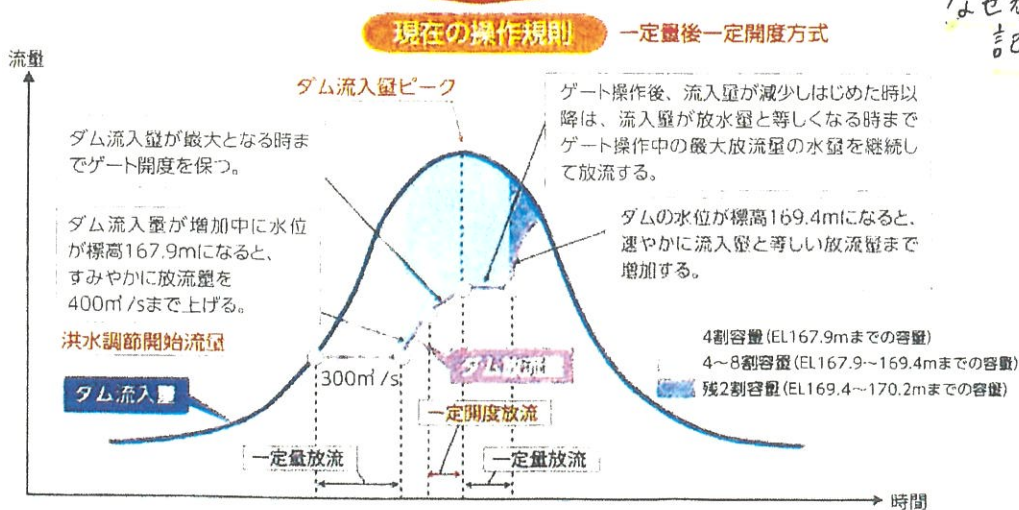
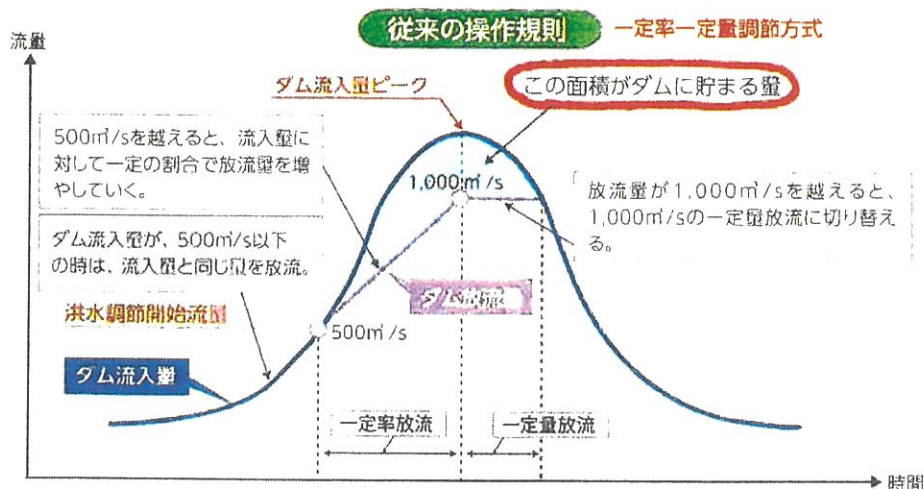


平成7年7月洪水時の大洲市東大洲地区

■野村ダムの操作規則変更の内容

- 従来の操作規則は大規模な洪水を対象としていましたが、基本となる洪水を発生回数の多い中小規模の洪水とし、ダムの容量を積極的に活用して下流への放流量を減らすように改訂しました。
- そのため、洪水調節の方式を「一定率一定量調節方式」から「一定量後一定開度方式」に変更しました（詳細は下記参照）。
- 500m³/s以下の流量でも堤防の整備が十分でない地区では浸水被害が発生していたため、洪水調節開始流量を500m³/sから300m³/sに変更しました。
- 非洪水期から洪水期への移行期(6/16～7/14)に、平常時最高貯水位から洪水貯留準備水位まで貯水位を下げ、洪水調節容量を大きくして洪水に備えます。

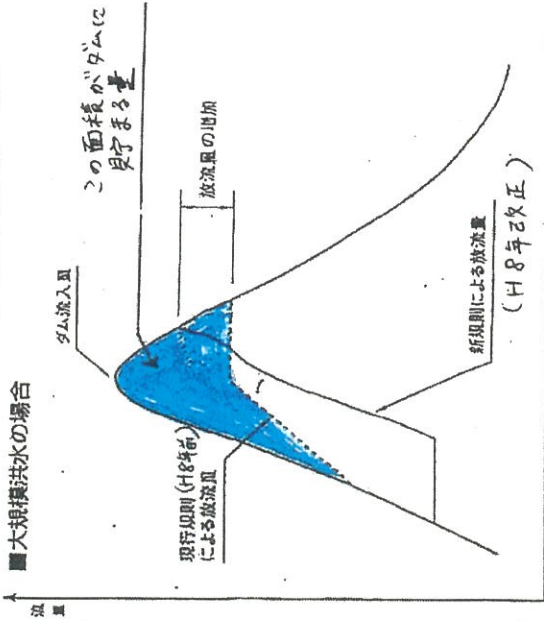
■「一定率一定量調節方式」から「一定量後一定開度方式」へ



大規模な洪水が生じた場合、ダムの容量に余裕がなくなり、下流への放流量が増加します。（このような場合には、的確な情報提供を行うなどして被害を最小限とするよう努めています）



洪水調節のイメージ
(現行規則による放流量)
く H8年改正前の場合

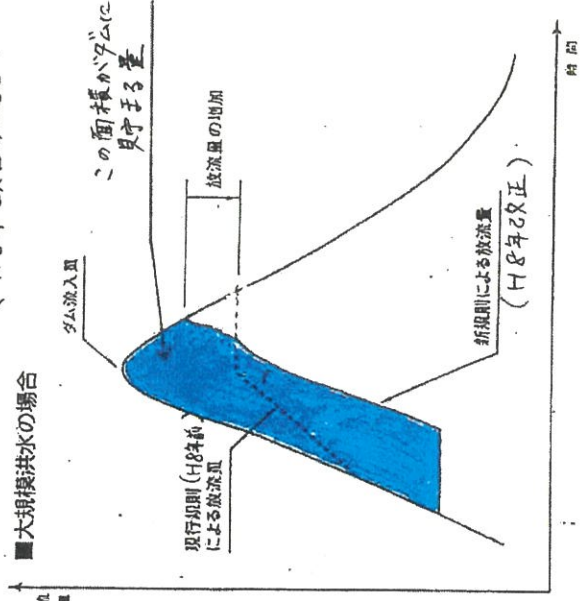


ダムの説明 → 誤っている。

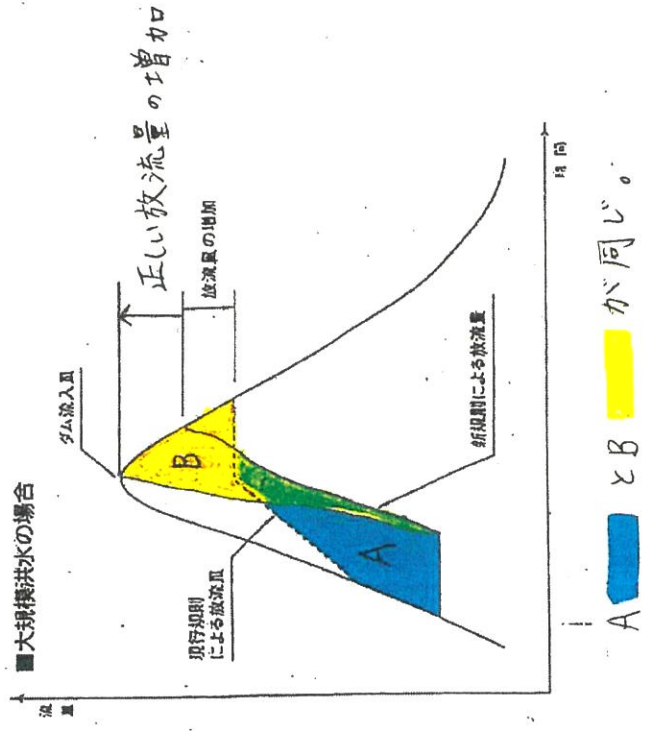
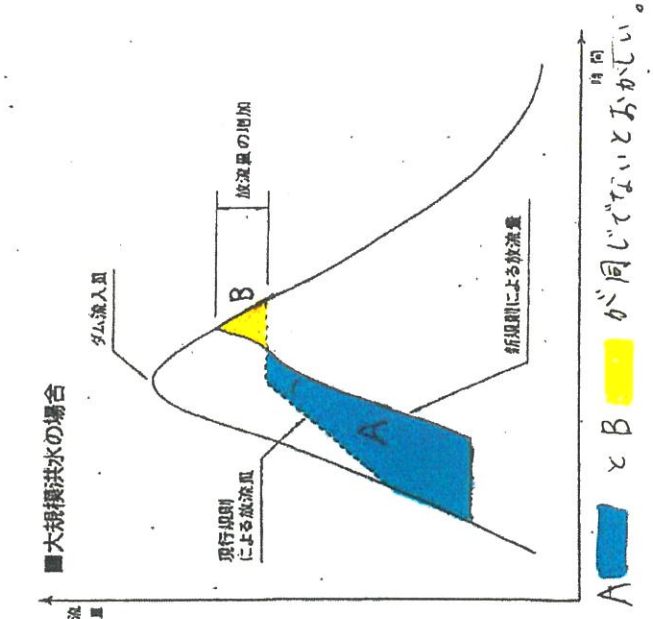
洪水調節のイメージ

デメリット

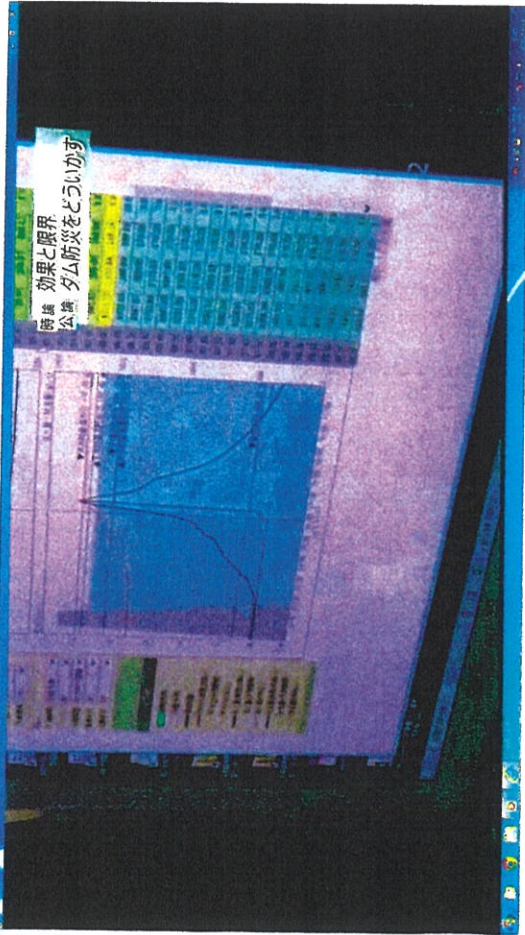
洪水調節のイメージ
(新規則による放流量)
く H8年改正の場合



正しい洪水調節のイメージ







06:30	1122.21	400.00	169.98	4.7
06:40	1180.61	416.17	170.15	3.2
06:50	1178.53	908.45	170.15	2.2
07:00	1101.56	1101.56	170.15	2.2
07:10	1012.37	1012.37	170.15	2.2
07:20	946.10	946.10	170.15	2.4
07:30	917.27	917.27	170.15	3.0
07:40	923.07	923.07	170.15	3.5

05:30	847.70	295.00	167.62	0.0
05:40	864.22	298.36	168.06	3.8
05:50	945.92	330.84	168.54	8.9
06:00	1074.72	369.84	170.00	10.8
06:10	1332.10	400.00	170.00	8.6
06:20	1647.67	1647.89	170.20	5.4
06:30	1753.64	1501.63	170.20	3.5
06:40	1647.89	1501.63	170.20	3.4
06:50	1501.63	1501.63	170.20	3.4
07:00	1332.10	1501.63	170.20	3.4
07:10	1180.61	1501.63	170.20	3.4

06:30	1122.21	400.00	169.98	4.7
06:40	1180.61	416.17	170.15	3.2
06:50	1178.53	908.45	170.15	2.2
07:00	1101.56	1101.56	170.15	2.2
07:10	1012.37	1012.37	170.15	2.2
07:20	946.10	946.10	170.15	2.4
07:30	917.27	917.27	170.15	3.0
07:40	923.07	923.07	170.15	3.5

